

流山市民活動推進センター団体登録要領

制定 令和2年8月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市民活動推進センター（以下「センター」という。）において市内の市民公益活動を支援するにあたり、支援の対象とする市民公益活動団体を利用団体として登録（以下「団体登録」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者
- (3) 市民公益活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号第2条第1項）に規定する特定非営利活動であり、市民等が地域及び社会における課題の解決のために、自発的かつ自主的に行う活動をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う団体であり、営利を目的とせず、不特定多数の市民等や市内地域社会の利益の増進・福祉の向上等に寄与することを主な目的として継続的に活動している団体をいう。ただし、自治会をはじめとする地縁による団体などは除く。

(登録の要件)

第3条 センターに団体登録をすることができる団体は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 市民公益活動団体（支部等の組織を含む。以下、「団体」という。）であること。
- (2) 主に市内で活動し、市内に団体の事務所を有すること。
- (3) 団体の構成員（団体の活動目的を果たすために主体的に活動する者とし、利用会員など単に団体活動の成果を享受するのみである者は除く。以下同じ。）が5人以上であり、構成員の半数以上の者がいずれも市民等（市民でなく、登録しようとする

団体以外に市内で働いておらず、市内で就学もしていない者は含まない。) であること。ただし、3ヶ月以内に本要件を満たす見込みがある等、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

- (4) 団体の運営に関する規約、会則、定款等(以下「規約等」という。)を定めていること。
- (5) 会員の入退会に制限がなく、市民等にかかれた団体であること。ただし、入退会の条件にやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (6) センターの開設趣旨に基づき、センターと連携を取ることができること。

2 第1項第3号の規定について、構成員内に同世帯に居住するものが複数ある場合は各世帯1名まで構成員数に計上し、それ以外の構成員については構成員数に計上しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる団体については、団体登録をすることができないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (2) 政治的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 宗教的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 公共の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるもの
- (5) 暴力団(流山市暴力団排除条例(平成24年流山市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (6) 暴力団又は暴力団員(流山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員等(流山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)の統制下にあるもの
- (7) その他市長が団体登録をすることが不相当であると認めるもの

(登録の申込み)

第4条 団体登録をしようとする団体は、流山市民活動推進センター団

体登録申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- （1） 規約等。ただし、支部組織等による申込みの場合は、その母体団体の規約等も認める。
- （2） 構成員の役職、氏名及び住所（字名までの記載とし、地番を除く。）等を記載した名簿
- （3） 団体の活動実績及び活動予定を確認できる資料
- （4） その他市長が必要と認めるもの
（登録の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、提出された書類を審査し、団体登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、流山市民活動推進センター団体登録決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該団体に通知するものとする。

（登録団体への支援等）

第6条 市長は、市民公益活動を支援するため、登録団体に対し、次の各号に掲げる支援を行うことができる。ただし、これにより登録団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- （1） センターウェブサイト、ソーシャルメディア、広報誌その他の情報発信媒体により、登録団体の紹介、会員募集及びイベント開催に関する情報等を広く発信すること。
- （2） センターの掲示スペース等で、登録団体の会員募集及びイベント開催に関する情報等を広く発信すること。
- （3） 市民等、市民公益活動団体、市内企業、市内教育機関並びに国及び県その他の公共団体等からの問い合わせに対し、登録団体の情報を提供すること。
- （4） 講座情報、助成金情報その他の市民公益活動に有益な情報を提供すること。
- （5） センターが所管する一部の備品の使用を認めること。
- （6） 市民等、市民公益活動団体、市内企業、市内教育機関その他の地域の様々な主体とのマッチングやコーディネートをすること。
- （7） 市民活動に関する各種イベントを実施すること。

(8) その他市民公益活動の支援に必要と認められること。

(登録事項の変更)

第7条 登録団体は、次の各号に掲げるいずれかの登録事項に変更があった場合は、流山市民活動推進センター団体登録事項変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 団体名

(2) 代表者氏名

(3) 事務所所在地

(4) 担当者連絡先

(活動報告)

第8条 登録団体は、第5条第1項の規定による決定の日から起算して2年ごとに当該年度の8月1日を基準日として基準日の1か月前から基準日の1か月後までの期間内に、流山市民活動推進センター登録団体活動報告書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 提出日現在の構成員名簿

(2) その他市長が必要と認めるもの

(利用停止)

第9条 市長は、登録団体が前条に規定する手続きを行わなかったときは、当該登録団体によるセンターの利用を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録団体の利用停止をしたときは、流山市民活動推進センター利用停止通知書（別記第5号様式）により速やかに登録団体に通知するものとする。

3 利用停止となった団体は、第6条各号に掲げる支援を受けることができない。

4 市長は、第2項の通知をした日から翌年8月31日までの期間に、利用停止となった団体から前条に規定する書類の提出があったときは、当該団体の利用停止を取り消すものとする。

5 市長は、前項の規定により登録団体の利用停止を取り消したときは、流山市民活動推進センター利用停止取消通知書（別記第6号様式）により登録団体に速やかに通知するものとする。

(登録の抹消)

第10条 団体登録の抹消を希望する登録団体は、流山市民活動推進セ

ンター団体登録抹消申出書（別記第7号様式）により、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を抹消することができる。

（1） 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（2） 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により、団体登録の申込み、更新又は登録事項の変更をしたとき。

（4） 前条第4項に規定する期間内に、利用停止となった団体から所定の書類が提出されなかったとき。

（5） その他市長が登録の抹消が必要であると認めたとき。

3 市長は、前2項の規定により団体登録を抹消したときは、流山市民活動推進センター団体登録抹消通知書（別記第8号様式）により登録団体に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和2年8月1日）

この要領は、令和2年8月1日から施行する。なお、この要領の施行の日の前日において、登録団体とされている団体で、要領の登録条件を満たしていないものについては、施行後3ヵ年を移行期間とし、当該期間は登録取り消し手続きを行わないものとする。

附 則（令和7年2月21日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。なお、この要領の施行の日の前日において、すでに登録されている団体の第8条第1項に規定する決定の日は、令和6年4月1日とみなす。

附 則（令和8年1月1日）

この要領は、令和8年1月1日から施行する。